

# 令和5年度

## 長岡市屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金のお知らせ

### 目的

屋根の雪下ろし時の事故を未然に防ぐため、転落防止のための安全対策設備の設置工事に要する経費の一部を補助するものです。

#### 1 申請受付期間・受付方法

令和5年4月1日（土）から令和5年11月30日（木）まで  
予算の範囲内で先着で受け付けます  
申請書及び添付書類を下記担当に郵送（当日消印有効）

#### 2 補助対象者（申請者）

下記のいずれかに該当し、市税を滞納していない者

- ・市内に住所を有し居住している住宅の所有者
- ・施工後、市内に住所を移し居住する住宅の所有者
- ・市内の住宅に居住し、所有者との関係が配偶者または親子である者

#### 3 補助対象の住宅

- ・戸建て住宅及び付属屋（1/2以上が住居部分となっている併用住宅を含む）
- ・克雪住宅（屋根雪を人力で下ろす必要のない住宅）は対象外

#### 4 補助額

	区分	補助率	補助額 (千円未満切り捨て)
1	一般世帯	補助対象経費の1/2	上限5万円
2	要援護世帯（※1）	補助対象経費の2/3	上限8万円
3	要援護世帯 【非課税世帯等】（※2）	補助対象経費の9/10	上限10万円

※1、※2…3ページ別表をご覧ください。

#### 5 担当・提出先

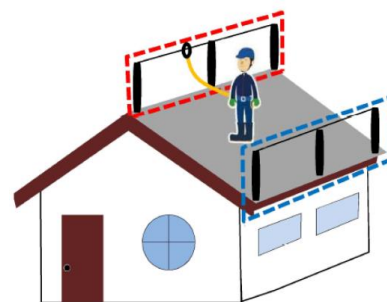
長岡市 都市整備部 都市政策課

〒940-0062

長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト8階

TEL：0258-39-2265

ホームページ：<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/life03/anchor.html>



長岡市 アンカー 検索



## 6 提出書類

時期	必要書類
申請時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書</li> <li>・ 工事見積書の写し</li> <li>・ (要援護世帯の場合) 要援護世帯であることを証明できる書類 (世帯全員の住民票の写し、手帳の写しなど)</li> <li>・ (要援護世帯【非課税世帯等】の場合) 非課税世帯であることを証明できる書類 (非課税証明書)</li> </ul>
実績報告時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事費支払領収書の写し</li> <li>・ 事業の実施前、実施後の写真</li> <li>・ 工事見積書の写し (総工事費が変更になった場合のみ)</li> <li>・ 転入・転居後の住民票の写し (転入・転居した場合のみ)</li> </ul>

## 7 補助対象となる経費

屋根の雪下ろし時の転落事故を防ぐために、安全対策設備を設置する以下の請負工事費

- ・ 命綱固定アンカーを設置する工事 (例1)
- ・ 転落防止柵を設置する工事 (例2)

設置の例 (屋根の形状等によって、設置できるアンカーの種類は異なります。)

(例1) 命綱固定アンカー

転落防止のために命綱を結ぶ設備【工事費約12万円から25万円(消費税込)】



【ワイヤー型】



【単管型】



【アングル型】

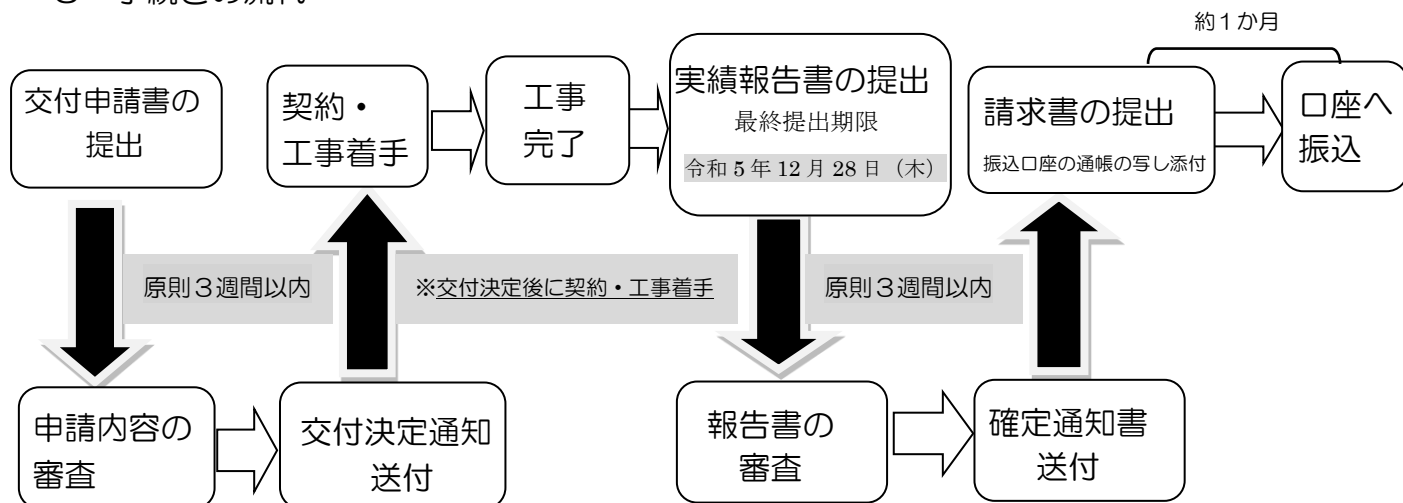
(例2) 転落防止柵

転落防止のために屋根の端付近に設置する柵

【工事費約4万円から4万5千円(消費税込)  
/1間(1.8m)】



## 8 手続きの流れ



以下の注意事項をよくご確認ください。

- (1) 契約・工事を行う前に申請し、補助金の交付決定を受けてから工事着手してください。
- (2) 過去に長岡市屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金の交付を受けたことがある方は申請できません。
- (3) 住宅と付属屋それぞれ設置する場合、それぞれ申請書が必要になります。
- (4) 必要に応じて現地調査を行うことがあります。

### 別表

#### ※1 要援護世帯とは・・・

高齢者世帯	満 65 歳以上の者のみの世帯、満 65 歳以上の者と児童(18 歳になってから最初の 3 月 31 日を迎えるまでの者)のみの世帯 ※介護保険該当者については満 60 歳以上とする
障害者世帯	世帯主が身体障害者福祉法施行規則に定める障害の級別が 1 から 6 級までの世帯
精神障害者世帯 知的障害者世帯	世帯主が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する障害等級のいずれかに該当する世帯など
ひとり親世帯	世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者で、世帯主以外の構成員が児童のみである世帯など
その他	上記の世帯に類似する状態であると市長が認める世帯

#### ※2 要援護世帯【非課税世帯等】とは・・・

要援護世帯のうち令和 5 年度（令和 4 年分）市民税が均等割のみ課税又は非課税の者のみで構成される世帯（4 月～6 月中の申請の場合、令和 4 年度（令和 3 年分）の市民税）

### 参考資料・画像出典

『屋根雪下ろし命綱固定アンカーガイドブック』（新潟県）

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/1356875666987.html>

## 区分ごとの補助額計算の例

	区分	施工場所	補助対象 工事費	補助率 (上限額)	補助額	自己負担額
1	一般世帯	住宅	132,000 円	1/2 (5 万円)	50,000 円	82,000 円
2	一般世帯	住宅 付属屋	100,000 円 90,000 円	1/2 (5 万円)	50,000 円 45,000 円	95,000 円
3	一般世帯	住宅 付属屋 2 棟	185,000 円 120,000 円 55,000 円	1/2 (5 万円)	50,000 円 50,000 円 27,000 円	233,000 円
4	要援護世帯	住宅	110,000 円	2/3 (8 万円)	73,000 円	37,000 円
5	要援護世帯	住宅 付属屋	160,000 円 90,000 円	2/3 (8 万円)	80,000 円 60,000 円	110,000 円
6	要援護世帯 【非課税世帯等】	住宅	150,000 円	9/10 (10 万円)	100,000 円	50,000 円

※複数棟施工する場合は、1 棟につき 1 部申請書が必要になります。

## Q&A

### ・補助対象／対象外の例

建物	
○	付属屋（車庫、倉庫、物置など）
×	借家
×	法人が所有するもの
工事	
○	命綱固定アンカーとして使用可能な強度の「雪止めアングル」
○	雪庇防止フェンスを兼ねた転落防止柵
○	命綱固定アンカー・転落防止柵の設置と併せて行う、固定式の昇降用ハシゴの設置・取替費用（ハシゴのみの施工は対象外）
△	雪下ろしの必要な屋根面に、安全対策がされていない部分が残る場合 （本屋根にはアンカーを設置するが、下屋についてはアンカーを設置せずに、安全対策のない状態で雪下ろしを行うなど）
×	施工業者に依頼するのではなく、個人で設置する場合の費用
×	安全帯・命綱・ハーネス・ヘルメット等の作業者が身に着ける用具
×	スコップ等の除雪用具

※Q&Aの詳細等については都市政策課（TEL：0258-39-2265）に確認ください。